

業 務 委 託 台 帳

1. 契約状況

業務番号	第 7 号	業 務 名	P C B 廃棄物処理業務			
委託業者		業 務 場 所	北海道室蘭市仲町地内			
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 (室蘭市仲町14番地1)	執行方法	随意契約	指名業者	1 者	見積回数	1 回
		当 初		変更契約		
	設 計 額	9 3 7 , 4 4 0 円			円	
	予 定 価 格	9 3 7 , 4 4 0 円			—	
業務概要		見積年月日	平成31年4月8日		—	
野辺地町行政メモリアルセンターから排出された高濃度 PCB 廃棄物の処分	契約年月日	平成31年4月10日		年 月 日		
	契 約 総 額	9 3 7 , 4 4 0 円		円 (増減額 円)		
	履行期限等	令和元年9月30日		年 月 日		
	着手年月日	平成31年4月11日		—		
	完了年月日	令和元年8月20日		—		
	検査年月日	令和元年8月26日		—		
	引渡年月日	令和元年8月30日		—		
(契約変更の理由)						

2. 支払状況

区 分	支払金額	支払累計額	支払日	検査日	検査員職氏名
前 金 払	円	円			
中間前金払	円	円			
部 分 払	円	円			
完 成 払	937, 440 円	937, 440 円	R1. 9. 10	R1. 8. 26	財政課長 秋島 祐成

3. 見積業者

	業 者 名
1	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 P C B 処理事業所
随意契約の場合、その理由及び業者選定理由	本業務委託は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）に基づき、処理が義務付けられている P C B 廃棄物の処分を委託するものである。 P C B 廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当し、自ら処分を行う場合を除いて、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者に処分を委託しなければならない。 本業務委託で処理する P C B 廃棄物は高濃度 P C B 廃棄物であり、これを処理できる許可業者は、中間貯蔵・環境安全株式会社（以下、「J E S C O」という。）の one のみである。さらに、青森県で保管されている P C B 廃棄物の処理は、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において J E S C O 北海道 P C B 処理事業所で行うことが定められている。 以上の理由により、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記相手方と契約する。

(担当課： 財政課 担当者： 菊地 祐平)

※この様式は、建設工事のほか、建物等の修繕、印刷製本業務の契約台帳として使用すること。
※仮契約に係る事業等については、適宜様式を修正のうえ使用すること。